国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私の居住している地域では、納付組織による集金があり、私と妻は当該組織を通じて納付していた。昭和 45 年度及び 47 年度は、完納となっており、昭和 46 年度だけ未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住している市では、昭和 46 年当時に国民年金保険料の集金 を納付組織に委託する制度が存在していたほか、申立人が所属していた 自治組織は国民年金保険料の取扱団体として登録されていたことが確認 できる。また、当時の納付組織における保険料の集金方法も、申立内容 のとおりであったことが認められる。

さらに、申立人及びその配偶者は、申立期間以外の国民年金加入期間 については国民年金保険料をすべて納付している。

国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私の居住している地域では、納付組織による集金があり、私と夫は当該組織を通じて納付していた。昭和 45 年度及び 47 年度は、完納となっており、昭和 46 年度だけ未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住している市では、昭和 46 年当時に国民年金保険料の集金 を納付組織に委託する制度が存在していたほか、申立人が所属していた 自治組織は国民年金保険料の取扱団体として登録されていたことが確認 できる。また、当時の納付組織における保険料の集金方法も、申立内容 のとおりであったことが認められる。

さらに、申立人及びその配偶者は、申立期間以外の国民年金加入期間 については国民年金保険料をすべて納付している。

厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、その主張する標準報酬月額(53万円)に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は当該額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年1月21日まで 社会保険事務所の厚生年金被保険者記録では、平成5年1月1日から 平成6年1月21日までの標準報酬月額が、前の期間の53万円から20万 円に下がっているが、給与支払明細書に記載されているとおり、退職ま で報酬額は54万1,200円(標準報酬月額53万円)で変更がないので調 査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の記録から、申立期間に係る標準報酬月額が53万円であることが確認でき、また、給与支払明細書から、申立人は、申立期間、同額の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する53万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成6年2月1日)の後の同年4月7日付けで、平成5年1月1日に遡及して標準報酬月額を20万円に引き下げている。かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実に反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

埼玉国民年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和53年1月から同年3月まで

社会保険庁に照会したところ、昭和53年1月から同年3月までの3か月分が未納となっていることが分かったが、他の期間については完納しており、当該期間のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断理由

申立人は、3か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、特に昭和52年7月から61年3月までは任意加入期間であったにもかかわらず、申立期間を除きすべて保険料を納付しており、保険料を支払う意欲が高かったものと考えられ、申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

また、昭和52年4月から53年3月までを除き存在する領収書によれば、保険料はすべて納期限内に納められている。

神奈川国民年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

昭和46年8月に国民年金に加入し、保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では、46年8月から同年9月までの期間及び同年12月から47年3月までの期間が未納となっていた。

このうち、昭和46年8月から同年9月までは、年金手帳に領収印が残っていたため、後日納付済みとして記録が訂正されたが、申立期間(昭和46年12月から47年3月まで)については、納付事実が確認できないとの回答があった。

昭和46年8月に会社を退職後すぐに国民年金に加入し、その後はきちんと保険料を払ってきており、未納ということは考えられない。

申立期間についても、確かに集金人に支払った記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月の厚生年金資格喪失後から現在まで、申立期間の4か月分を除き国民年金保険料をすべて納付済みである。

当初は、昭和 46 年8月から同年9月までの期間及び同年 12 月から 47 年3月までの期間が未納となっていたが、そのうち 46 年8月から同年9月までについては、年金手帳の領収印及びN市が保管していた「国民年金被保険者名簿」により納付事実が判明し、記録が訂正されている。

新潟国民年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月、10年2月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月、10年2月及び同年8月

私は、申立期間当時、地方公共団体の臨時職員として勤務(5か月雇用の1か月休み)しており、毎年2月と8月は厚生年金の資格が切れる雇用形態であったが、そのことは十分承知していた。申立期間については、年度当初に市より発行された納付書で金融機関に国民年金保険料を納付しており、未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、銀行預金取引明細表において、申立期間前後に おおむね国民年金保険料に相当する額が出金されていることが確認でき る。

また、申立人は、申立期間前に、厚生年金から国民年金への切替手続を 20 回以上行っているが、いずれも適切に手続を行っており、申立期間 を除き未納は存在しない。

さらに、社会保険庁の記録では、平成8年8月、9年2月及び申立期間について未加入とされていたが、その後、8年8月及び9年2月分については納付済みに記録が訂正されている。

大阪国民年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月

私は、昭和44年3月に20歳で国民年金に加入し、以後、保険料を遅れず納付してきた。また、婚姻後は、ずっと、夫と一緒に保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が未納であることが判明した。

夫婦一緒に払っており、夫には未納期間が無いことからも、私だけが未納ということは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在まで約38年間、申立期間の1か月を除き、国民年金保険料を納付し続けている。

また、夫は、既に 60 歳に達しているが、婚姻からそれまでの間、夫婦の保険料納付年月日は、申立期間を除いて、納付年月日が確認できる昭和 51 年度及び昭和 60 年4月以降、すべて同一であり、基本的に夫婦の保険料を同時に納付していたものと認められる。

申立期間である昭和 52 年 3 月についてみると、申立人が夫と共に他県から現在居住する市町村に転入したことに伴い、同月分の保険料は申立人夫婦とも現年度未納になっていた。しかし、その後、同年 12 月に、申立人の夫の保険料について過年度保険料として納付されたことが、領収書により確認できる。

京都国民年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和53年3月

平成19年6月25日に国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答があった。

しかし、私は度々転職をしているので、厚生年金保険や国民年金の加入には注意を払ってきている。国民年金保険料についても市町村の指導を受けながら納付期限を守ってきた。今回、確認できなかった 1 か月のみが未納期間とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回行っているが、切替後の国民年金加入期間について申立期間を除いていずれも未納はなく、国民年金保険料をすべて納付している。

広島国民年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和 51 年 1 月に国民年金に任意加入し、以後、厚生年金に加入する 59 年 8 月まで保険料を納付してきた。

社会保険事務所の記録では、任意加入した当初の昭和51年1月から同年3月までが未納となっているが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月に国民年金の被保険者資格を取得していることが社会保険事務所の記号番号払出管理簿で確認できており、申立期間は加入直後の3か月と短期間である。申立期間以後、申立人の国民年金保険料は60歳になるまですべて納付済みであり、その配偶者についても、47年に婚姻後、60歳になるまで国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立期間は任意加入期間であり、申立期間以後、厚生年金に加入する昭和 59 年 8 月までの国民年金保険料は 3 か月分を除き前納で納付しており、申立人の納付意識は高かったと考えられる上、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 49 年 3 月までの期間、55 年 7 月から 56 年 3 月までの期間、56 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び 62 年 1 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日: 昭和17年生

住 所: 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 49 年 3 月まで

昭和55年7月から56年3月まで昭和56年10月から59年3月まで

昭和62年 1月から平成3年3月まで

私は、申立期間について、4回にわたり、自宅で集金人に対し、国 民年金保険料を支払った。その際、集金人から保険料を納付した月や 金額の内訳を書いてもらい、それを自分自身で書き写したメモがある ほか、保険料を納付するために出金したことを記録した預金通帳があ り、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、保険料を納付した際に集金人から受領した納付月や金額が記載された書面を自ら書き写したと主張する3枚のメモは、時効により納付できない過去の期間、国民年金の保険料を納付できない厚生年金加入期間及び納付できない将来の期間の保険料が納付されたこととなっているなど、不合理な点が多々あると言わざるを得ない。

また、保険料納付のために出金したと主張する預金通帳も、出金額は5万円単位で、金額自体からは保険料納付に充当されたとは推認できない上、預金通帳には、保険料の納付先たる社会保険事務所の名称であると申立人が主張する記載があるものの、その一部につき、当時は社会保険事務所が存在しなかった市の名称が記載されている。

さらに、申立期間の回数は4回、申立期間は合計 14 年と長期間に及んでいる上、申立人には申立期間以外にも 10 年以上の未納期間があり、配偶者にも14年以上の未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から44年2月

② 昭和54年頃から55年頃まで

A社(①の期間)及びB社(②の期間)に勤務していた期間について厚生年金被保険者記録を確認したところ、加入記録がないとの回答であったが、A社に一緒に勤務していた親族については、記録があり、また、B社に勤め始めた際、厚生年金被保険者証か雇用保険証であったかは分からないが、小さいカードを提出したので、調査を依頼する。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社及びA社健康保険組合における在籍・加入に係る記録は、保管・保存期間の終了等により、いずれも確認できない。

そして、一緒に勤務していたとする親族は、A社に勤務していた間、国民年金を脱退していたのに対し、申立人は、同社に勤務していたと主張する期間も国民年金に継続して加入し、保険料を納付しており、その理由について本人からの説明はなく、合理的理由は見当たらない。

また、申立人が主張するB社は厚生年金保険の適用事業所としては存在 せず、当時申立人が居住していた市に存在したC社(B社と名称が酷似) の被保険者記録にも申立人の記録を確認することはできない。

この他、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。